

改正山村振興法を読みましょう

全国山村振興連盟事務局長 實重重実

「山村振興法の一部を改正する法律」は、３月３１日の参議院本会議で可決・成立し、４月１日から施行されました。ご尽力いただいた国会議員の先生方、関係省庁の担当者の皆様、そして共に要請活動を行った連盟会員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

そこで今回は改正山村振興法について、主な改正事項を見てみたいと思います。

まず、法律の期限ですが、付則第２項で「令和１７年３月３１日限り」と１０年間延長されました。

次に、「法の目的」（第１条）ですが、ここに「農林水産物の供給」「生物の多様性の確保」「地球温暖化の防止」といった文言が追加されるとともに、究極の目的として「山村の自立的かつ持続的な発展」が明記されました。

第３に、「基本理念」（第２条の２）においては、①山村の多面的機能の発揮のため農林業の生産活動と住民等の共同活動が必要であること、②地域社会の持続のため移住、二地域居住、地域間交流が必要であることが明記されました。

第４に、「国・地方公共団体の施策」（第４条・第５条）とされていた規定は「国・地方公共団体の責務」と改められ、このうち都道府県は広域連携、情報提供等に努めなければならないと新たに規定されました。

第５に、「山村振興の目標」（第３条）、「山村振興基本方針」（第７条の２）、「山村振興計画」（第８条）において、「法の目的」や「基本理念」の改正に即した見直しが行われるとともに、第１７条の２から第２１条の９までの「配慮規定」（国・地方公共団体が配慮すべき事項）の中で、実に２０条に及ぶ規定が大幅に改正されました。このうち、新設された規定が１２条に及んでいます。

新設された規定だけを見ても、「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」（第１７条の２）、「農林水産業その他の産業の振興」（第１８条の２）、「森林の整備及び保全の推進等」（第１８条の３）、「就業の促進」（第１８条の５）、「防災に関する施策の推進」（第１６条の⑥）「感染症が発生した場合における住民の生活の安定等」（第１８条の７）、「保険医療サービスを受けるための住民負担の軽減」（第２０条の２）、「移住等の促進に資する生活環境の整備等」（第２１条の４から第２１条の６）、「地域社会の担い手となる人材の育成等」（第２１条の７）、「自然環境の保全及び再生」（第２１条の８）、「規制の見直し」（第２１条の９）と幅広い分野にわたっています。

全国山村振興連盟から要望していた事項はすべて網羅していただいていると思います。今後、全国山村振興連盟としましては、改正法に基づき具体的な施策が充実・強化されるよう、さらに要請活動を行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。